

## 第4部 障害児通所支援等の見込量等 (第1期千葉市障害児福祉計画)

### 第1章 平成32年度までに達成すべき目標

#### 1 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターでは、障害のある児童が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または、集団生活への適応のための訓練を行っています。

第1期計画の策定に係る国の基本指針では、児童発達支援センターについて、平成32年度までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することとしています。

本市においては、平成28年度末において、児童発達支援センターを5か所設置しており、国の基本指針の目標を上回っていることから、目標値は設定しないこととします。

#### 2 保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援では、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害児を対象に、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、訪問支援員が障害児の状況や環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。

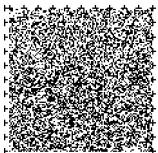
第1期計画の策定に係る国の基本指針では、平成32年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。

本市においては、平成28年度末において、保育所等訪問支援を実施する事業所等を4か所確保しており、国の基本指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

#### 3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

第1期計画の策定に係る国の基本指針では、未就学の障害児が発達支援を受けられる児童発達支援事業所のうち、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所について、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上を確保することとしています。

本市においては、平成28年度末において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を4か所確保しており、国の基本指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。



## 4 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

第1期計画の策定に係る国の基本指針では、学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供する放課後等デイサービス事業所のうち、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所について、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上を確保することとしています。

本市においては、平成28年度末において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を4か所確保しており、国の基本指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

## 5 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

第1期計画の策定に係る国の基本指針では、医療的ケア児が適切に支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、平成30年度末までに設置することとしています。

本市においては、同指針に沿って設置することを目指します。

### 【本市の目標値】

| 項目                       | 目標値 | 備考           |
|--------------------------|-----|--------------|
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 設置  | 平成30年度末までに設置 |

## 6 保育所等における障害児の受入れの体制整備

第1期計画の策定に係る国の基本指針では、保育所、子どもルーム等における障害児の利用ニーズを満たせるよう定量的な目標を示すこととしています。

本市においては、すべての保育所、認定こども園、地域型保育事業所、子どもルームにおいて、原則として障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えることとしており、これらの施設の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができる状況にあることから、目標値は設定しないこととします。

